

2 『玉葉』における九条兼実の湯治

寺川華奈

『玉葉』は長寛二年(一一六四)から建仁三年(一一二〇)に至る三十九年間に及ぶ公卿・九条兼実の日記である。その詳細なる記述は、古代末期から中世初期の政治や文化等を知る上での一級の資料である。

本書中の湯治関係の用語には、「湯治」二十回(内「兼実」を主語に含むと思われるもの十五回)のほか、関連用語として「潮(湯)」四回、「浴湯」三回、「水湯」二回、「湯」一回、「浴」一回、「桑湯」一回が見出される。

湯治の具体的な手順を伝える記事としては、「湯治」という語が初見する治承三年(一一七九)二月二十八日「今日より湯治を始む。来月四日より潮湯を始むべし。今日先づ水湯に浴すなり。但し今日吉日たるに依り、形の如く潮に浴し始め了んぬ」であり、これはその後治承三年三月十九日「湯治今已に了んぬ」までの二十二日間、

潮水に始まり、水湯―潮湯(九日)―桑湯(三日)―水湯(四日)と続く。これは単なる湯ではなく、潮(塩)や桑を用いて治病せんとする例であるが、こうした例はむしろ稀である。

とはいえ、これにより湯治がある一定の期間をもつて行われた事が推測できる。ただしこれ以降「今日より湯治を始む(二回)」「忽に湯治を企つ(二回)」「吉日により浴始む(一回)」とする記述は見られるものの、湯治の終了を示す記述は、先の第一回目の湯治のそのみである。

さてその効果と言えば、残念ながら湯治により病が軽減したという記載は見あたらない。むしろ「湯治(浴湯)の余気快からず(各一回)」、「湯治の後風病快からざる(一回)」など見え、さらには「持病更に発る(一回)」を験者の加持により、また「弥温気増す(一回)」を丸薬により収めることもあった。

それでもなお湯治が行われたのは、どのような理由からであろうか。

湯治の記載は兼実三十一歳から五十歳の間に見られ

る。この時期は律令制の動揺と武士の抬頭を背景として、右大臣であった兼実が頼朝と結びつき、また内覧・議奏公卿を経て、念願の摂政・関白となって活躍するも、頼朝が政敵と結びつくことにより四十八歳で失脚するといふ、激動の二十年である。一方、宗教面では、平安初期に流行した現世安楽を謳う観音信仰よりもむしろ「主觀的には後世に憧憬しつつ、実は現世の自己を浄化（井上光貞著『井上光貞著作集』第九卷一五七頁・岩波書店、一九八五年刊）」する浄土教が貴族の生活に大きく影響していた。『玉葉』中にも兼実が礼拝・看經・念仏・受戒等といった信仰行為を定期的あるいは臨時に営んだという記載が数多く見られる。

こうしたなかで兼実はしばしば風病を患っており、「桑湯」を用いたのも、桑が中風に効果のある薬草であったためと考えるのが妥当である。

しかしながら、「桑湯」「潮湯」といった、具体的に症状と関わり合いのある湯治が第一回目の湯治以降には出現しないことや、湯治に因って症状が増悪するも、繰り返し、しかも単発的ではなく「今日から始む」として

計画的に行われているという点から、単に治病手段としてだけでは無く、信仰に則った行為として湯治を位置づけていたのではないかと筆者は推測する。

なお我が国において湯治と言えば、『日本書紀』『万葉集』等に見られるように有馬や伊予等の温泉場へ向かい療養することを連想させるが、『玉葉』では文治二年八月二十六日「兼忠病いに依り湯治のため有間に下向す」とあるだけで、兼実自身が湯治場へ向かうという記載は見当たらない。これは「湯治」が出現する記録としては特異な点と言えよう。

(日本鍼灸研究会)